



2026年6月19日

各 位

会社名	株 式 会 社 I - n e
代表者名	代表取締役社長CEO 大西洋平 (コード番号：4933 東証プライム)
問合せ先	取締役執行役員CFO 原 義 典
電話番号	06-6443-0881

宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入り 及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ

当社は、2026年6月18日付で株式会社東京証券取引所より宣誓書違反による再審査に係る猶予期間に入ること及び上場契約違約金の徴求を受ける旨の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

宣誓書違反による再審査に係る猶予期間に入ること及び上場契約違約金の徴求に関する理由等につきましては、日本取引所グループのウェブサイトをご参照ください。

URL：<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20260618-13.html>

記

1. 再審査に係る猶予期間

2026年6月18日（木）から2027年6月18日（金）まで

- (1) 当社が上記猶予期間内にプライム市場の新規上場基準に準じた基準に適合するかどうかの審査申請を行った場合、当該基準に適合したときは、当社株式の上場が継続されることとなります。当該基準に適合しないときは、上場廃止となります。
- (2) 当社が上記猶予期間内にスタンダード市場又はグロース市場への市場区分の変更申請を行った場合、当該市場区分の変更の承認を受けたときは、(1)にかかわらず、変更後の市場区分において、当社株式の上場が継続されることとなります（その場合は、(1)の審査は不要となります。）。

2. 上場契約違約金について

当社は、株式会社東京証券取引所より、上場契約違約金として3,360万円の支払いを求められております。

3. 今後の対応

株主及び投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、上記猶予期間内にプライム市場の新規上場基準に準じた基準に適合するかどうかの審査申請または市場区分の変更申請を行う方向で検討し、当社株式の上場が継続されるよう最善を尽くす所存です。ついては、2026年5月15日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおりの再発防止策を講じ、改善対応と申請に向けた準備を行ってまいります。今後、当社の検討、準備が進み、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

この度、株式会社東京証券取引所から宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入り及び上場契約違約金の徴求を受けたことを真摯に受け止め、役職員が一丸となり、信頼回復に向けて尽力してまいります。

以 上